

鹿沼監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査を鹿沼市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年3月25日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 大貫毅

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査  
（公の施設の指定管理者に係る監査）

2 監査の期日及び場所

- (1) 期日 令和5年12月25日（月）
- (2) 場所 本庁2階 中会議室

3 監査の対象

- (1) 対象団体  
社会福祉法人 希望の家（鹿沼市武子1566）
- (2) 指定管理料（令和4年度）  
20,168,066円
- (3) 指定期間  
令和4年4月1日から令和7年3月31日（3年間）

(4) 所管課

保健福祉部 障がい福祉課

(5) 対象施設の概要

施設の名称	鹿沼市やまびこ荘
設置目的	ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第83条第3項の規定に基づき、同法第5条第11項に規定する障害者支援施設として、障害者に対し、障害福祉サービスの提供を行うことを目的とする。 イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号の措置を必要とする者及び利用の申込みを行った知的障害者を対象として、障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護、同条第10項に規定する施設入所支援等の障害福祉サービスの提供を行うことを目的とする。 ウ 在宅の障害者に対し、短期入所により生活の場の確保や家庭生活の円滑化を図ることを目的とする。 エ 在宅の障害者に対し、通所の方法により自立の促進や生活の場の確保及び家庭生活の円滑化を図ることを目的とする。
所在地	鹿沼市日吉町1011番地
敷地面積	9,465㎡
延床面積	2,088.79㎡
施設内容	ア 建物の構造 入所棟（木造平屋建）、管理棟（鉄骨造一部木造2階建） イ 利用定員 施設入所（30名）、短期入所（6名）、生活介護（10名）、地域活動支援センター事業Ⅱ型（5名）

4 監査の着眼点

(1) 所管部局関係

- ア 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- エ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- オ 事業報告書の点検は適切になされているか。

## (2) 指定管理者関係

- ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- エ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- オ 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。

## 5 監査の主な実施内容

- (1) 予備監査として、所管部局及び指定管理者より提出された関係資料及び関係諸帳簿に基づき令和4年度における指定管理事業の執行状況について確認し、必要に応じ事務の執行状況について書面にて関係職員に説明を求めた。また、指定管理対象施設において実地監査を行い、事業の状況について関係職員に説明を求めた。
- (2) 本監査として、所管部局及び指定管理者より関係職員の出席を求め、指定管理事務の執行状況等について聴取と質疑等を行った。

## 6 監査の結果

指定管理者の指定に係る手続及びその他の事務の執行について、地方自治法第244条の2及び鹿沼市公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例に基づき適正に執行されているものと認められた。

また、公の施設の管理に係る出納その他事務の執行について、業務仕様書、基本協定書等に基づき適正に執行されているものと認められた。

## 7 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

## 8 意見等

### (1) 所管課に対するもの

令和4年4月1日からの指定管理者を選定するに当たり、これまで非公募により選定していたものを公募に変更した。併せて、やまびこ荘条例の改正により利用料金制度が採用された。選定の結果、令和4年4月1日から新たに社会福祉法人希望の家（以下「希望の家」という。）が指定管理者となった。指定管理期間は3年間であり、これまでの5年間と比べ短い期間となっている。

利用料金制度の導入により、従前の負担金を徴収していた頃と比較して市の負担軽

減が期待されるが、令和4年度においては、指定管理初年度のため指定管理料を傾斜配分したほか空調更新工事等により、令和3年度と比較して市の負担がやや増加している。しかしながら、残りの指定管理期間を含め、全体を通して考慮した場合、従前の指定管理と比較して市の負担軽減が見込まれている。

本施設の運用は適正であるものと認められるものであり、引き続き各種報告書等により施設運営の確認を十分に行い、適正な運用に努めていただきたい。

## (2) 団体に対するもの

令和4年度は希望の家が指定管理者となり初年度に当たる。運営に際しては、社会福祉法人鹿沼市社会福祉協議会からの転籍者、希望の家内人事異動者、新規採用職員により支援に当たっている。指定管理者が変更になったものの、やまびこ荘の入所者に混乱や不安を生じさせないよう、年度当初は従来と同様の日課や支援方法で運営をしていき、少しずつ希望の家武子地区の施設の日課や支援方法を参考に改善を進めている。

また、希望の家内で入所者の調整を行うことにより入所者数の増加が図られ、施設が有効活用されている。その他、自動販売機の設置や希望の家から軽作業の導入が行われ、入所者に対するサービスの向上が図られた。

施設の運営に際しては、引き続き関係法令及び協定書等について十分に遵守したうえで、障害福祉の推進を図るとともに、市民が人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与されたい。